

## 第2次審査に関する質問回答書

令和2年9月10日

第2次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

業 務 名	玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）	
該 当 事 項	資料名	プロポーザル実施要領
	頁 数	14 頁
	項 目	第3章 事業者選定基準 5.第2次審査 表10 第2次審査評価項目
質 問 内 容	<p>審査評価項目が基本構想で5項目、基本設計で4項目示されていますが、基本構想を検討する段階でも、災害対策や維持管理方法について提案があることも考えられます。</p> <p>また、基本設計の段階で、処理フローの提案があることも考えられます。</p> <p>今回の提案では、評価の視点に書かれているとおり提案しなければ、評価されないとの考えでよろしいでしょうか。</p>	
回 答 内 容	<p>提案内容が評価の視点に記載されている内容であり、かつ、本業務内容の趣旨に合致し、評価に値する内容であれば評価の対象とします。</p> <p>よって、基本構想を検討する段階での災害対策や維持管理方法についての提案や基本設計の段階での処理フローの提案等については、本業務内容の趣旨に合致し、評価に値する内容であれば評価の対象とします。</p>	

## 第2次審査に関する質問回答書

令和2年9月10日

第2次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

業 務 名	玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）	
該 当 事 項	資料名	特記仕様書
	頁 数	2 頁
	項 目	第2章 基本構想策定・基本設計業務 1.基本事項の設定（2）
質 問 内 容	<p>県央第二水道からの受水について、計画目標年度（令和5年度）における1日最大使用水量は6,200m<sup>3</sup>であり、令和5年度以降の使用水量は令和4年度に協議して定める予定と示されています。</p> <p>配水施設等更新調査業務委託報告書5-2頁において、第3次拡張事業変更認可水量は9,500m<sup>3</sup>/日とされています。</p> <p>県央第二水道からの受水量の最大値は、9,500m<sup>3</sup>/日との認識でよろしいでしょうか。</p>	
回 答 内 容	<p>県央第二水道からの受水量は、計画目標年度（令和5年度）における1日最大使用水量の6,200m<sup>3</sup>/日が本町の権利水量になります。</p> <p>よって、一日最大使用水量：6,200m<sup>3</sup>/日、一日平均使用水量：4,836m<sup>3</sup>/日を超える受水量の提案は不可とします。</p>	

## 第2次審査に関する質問回答書

令和2年9月10日

第2次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

業 務 名	玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）	
該 当 事 項	資料名	配水施設等更新調査業務委託報告書
	頁 数	—
	項 目	—
質 問 内 容	<p>配水施設等更新調査業務委託報告書において、将来計画が示されています。今回の業務は、更新基本構想・基本設計ですので、報告書の内容に基づかない提案もあると考えていますが、よろしいでしょうか。</p> <p>また、報告書の内容で変更がないものがあるようでしたら、ご教示ください。</p>	
回 答 内 容	<p>配水施設等更新調査業務委託報告書を含む閲覧した参考資料は、作成の時点での考え方であるため、あくまでも参考程度にとどめることとし、本業務における新たな提案を妨げるものではありません。</p> <p>本業務は、将来計画を含め浄水場全体更新に係る受注者による創意工夫や優れた独自提案及び本町にとって最良の提案を求めていますので、報告書等の参考資料の内容にとらわれない提案をしてください。</p> <p>また、報告書等の参考資料の内容において、変更がないもの又は変更してはいけないものは原則ありませんが、適用指針や災害被害想定、地域防災計画等が見直されている等の理由により、最新の内容に変更しなければならない箇所がある可能性はあります。</p>	

## 第2次審査に関する質問回答書

令和2年9月10日

第2次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

業 務 名		玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）
該 当 事 項	資料名	—
	頁 数	—
	項 目	—
質 問 内 容		配水系統について、1系、2系、自然流下系は、単独の配水区域はなく、配水管網内で繋がっていて、バランスを取りながら配水しているとの理解でよろしいでしょうか。
回 答 内 容		お見込みのとおりです。

## 第2次審査に関する質問回答書

令和2年9月10日

第2次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

業 務 名	玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）	
該 当 事 項	資料名	特記仕様書
	頁 数	5 頁
	項 目	第2章 基本構想策定・基本設計業務 1.基本事項の設定（5）
質 問 内 容	「新たな更新用地の取得提案は、可とする。」とありますが、浄水場の隣接もしくは近隣用地で取得可能な用地候補がございましたらご教授下さい。	
回 答 内 容	取得可能な用地候補は、ありません。 よって、本プロポーザルにおける新たな更新用地取得提案は、浄水場の隣接もしくは近隣用地の現状の用途や利用状況、本浄水場に対する合理性等を勘案のうえ選定した用地を取得できることを前提に提案をしてください。 提案内容に基づき、本業務内において新たな更新用地の取得について検討を行うこととします。	

## 第2次審査に関する質問回答書

令和2年9月10日

第2次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

業 務 名		玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）
該 当 事 項	資料名	—
	頁 数	—
	項 目	—
質 問 内 容		減圧前の県水受水圧（平均）をご教授下さい。
回 答 内 容		減圧前の県水受水圧（平均）は、0.58Mpa です。